

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年2月24日(水)午後2時から午後5時20分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番 佐藤正剛 委員	2番 穴澤久男 委員
3番 塚本繁雄 委員	4番 安藤幸春 委員
5番 大木章寿 委員	6番 佐藤喜巳 委員
7番 石毛甲子男 委員	8番 郡司武幸 委員
9番 今井睦子 委員	10番 石田利之 委員
11番 大木丈雄 委員	12番 伊藤栄治 委員
13番 椎名正和 委員	14番 山崎幸治 委員
16番 久古浩二 委員	17番 大木寛 委員
18番 渡邊弘仁 委員	19番 熱田幸子 委員
20番 川口京子 委員	21番 太田忠治 委員
22番 菱木信治 委員	23番 大木一夫 委員
24番 石井敏雄 委員	25番 椎名勝英 委員
26番 鈴木正夫 委員	27番 伊藤定夫 委員

4 欠席委員(1名)

15番 伊藤喜信 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 25件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 10件

議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 1件

議案第5号 匝瑳市農業委員会会議規則の一部を改正する規則(案)について (別冊)

議案第6号 匝瑳市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則(案)について (別冊)

議案第7号 匝瑳市農地台帳点検等実施規程の一部を改正する訓令(案)について (別冊)

議案第 8 号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	3 件
議案第 9 号 平成 2 7 年度第 7 次農用地利用集積計画（案）について	(別冊)
報告事項 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	6 件
利用権の中途解約に係る通知について	8 件
その他	

- 6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局)  
                    事務局員 3 名  
(産業振興課)  
                    職員 2 名

7 会議の概要

事務局           ただ今から平成 2 8 年 2 月定例農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長       委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
                    委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち  
                    ゅう心より感謝申し上げます。

事務局           本日、出席委員は 2 7 名中 2 6 名で定足数に達しておりますので、総会  
                    は成立しております。  
                    それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること  
                    となっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いします。

議 長           これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題とい  
                    たします。  
                    お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて  
                    御異議ございませんか。

                    (「異議なし。」の声あり)

議 長           御異議なしと認めます。  
                    よって議事録署名委員は、1 6 番久古浩二委員、1 7 番大木寛委員を指  
                    名いたします。  
                    以上で日程第 1 を終わります。

議 長 続きます。日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、本議案には、塚本繁雄委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議、採決します。最初に番号20番について、事務局から議案の説明をお願いします。塚本委員は退席をお願いします。

(塚本委員退席)

事務局 それでは、議案第1号の番号20番は賃借権に関する件であります。

**【議案第1号、番号20番を議案書を基に朗読】**

番号20番について、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

12番 番号20番について、後継者は意欲的に営農をされており問題ないと思われます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号20番の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号20番について採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 塚本繁雄委員が着席されましたので、引き続き議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議案第1号の番号1番、4番及び21番から23番までは賃借権に関する件、番号2番、3番、5番から19番まで、24番及び25番は所有権移転に関する件であります。

**【議案第1号、番号20番を除き議案書を基に朗読】**

番号20番を除き、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1 番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま  
す。

1 6 番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま  
す。

番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま  
す。

9 番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま  
す。

番号5番と6番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で農地を交  
換し作業の効率化を図るもので、意欲的に営農をしており問題ないと思わ  
れます。

番号7番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で農地を集約し作  
業の効率化を図るもので、意欲的に営農をしており問題ないと思われま  
す。

番号8番と9番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で農地を交  
換し作業の効率化を図るもので、意欲的に営農をしており問題ないと思わ  
れます。

番号10番と11番についても、現在、事業中の基盤整備事業の中で農  
地を交換し作業の効率化を図るもので、意欲的に営農をしており問題ない  
と思われます。

番号12番と13番についても、現在、事業中の基盤整備事業の中で農

地を交換し作業の効率化を図るもので、意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

番号14番と15番についても、現在、事業中の基盤整備事業の中で農地を交換し作業の効率化を図るもので、意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

番号16番と17番についても、現在、事業中の基盤整備事業の中で農地を交換し作業の効率化を図るもので、意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

番号18番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。

1番 番号19番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

3番 番号21番から23番までについて、譲受人は新規就農者です。習得した農業技術からみても問題ないと思われます。

番号24番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

19番 番号25番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号20番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号20番を除き採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

事務局 番号1番は、当初計画者が駐車場（81台）を計画していましたが、賃借している既設の駐車場が契約更新できたため、計画した駐車場が不要となったので新たに工場を増築するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

4番 番号1番について、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」の採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第2号、番号1番から10番までを除き議案書を基に朗読】

事務局

番号1番は、長屋（1棟）用地として、畑293㎡を譲り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、太陽光発電施設用地として、畑2,161㎡を借り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、専用住宅用地として、畑計400㎡を譲り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は、資材置場拡張用地として、畑201㎡を譲り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番は、専用住宅用地として、畑計248㎡を譲り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番は、農業用施設（肥育豚舎）拡張用地として、畑982㎡を借り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番は、農業用施設（肥育豚舎）拡張用地として、田畑計636㎡を譲り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号8番は、農業用施設（肥育豚舎）拡張用地として、現況田198㎡を譲り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号9番は、工場増築用地として、畑396㎡を譲り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号10番は、専用住宅用地として、畑486㎡を譲り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長

ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

27番

番号1番について、畑293㎡を譲り受け、長屋1棟を建築する計画です。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。転用目的に問題ありません。

22番

番号2番について、畑2,161㎡を借り受け、太陽光発電施設の設置を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号3番について、申請人は現在集合住宅に住んでおり子供の成長に伴い手狭となったため、畑計400㎡を譲り受け、専用住宅を計画するものです。申請地は宅地造成した区域であり、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

1 4 番 番号4番について、申請人が営んでいる造園業の資材置場を拡張するものです。既存の資材置場も整理が行き届いており、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

2 6 番 番号5番について、申請人は現在賃貸住宅に住んでいますが、親から田畑計248㎡を譲り受け、専用住宅を計画するものです。申請地は第2種農地相当と思われます。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

4 番 番号6番から8番までについて、申請人は養豚業を営んでいます。既存の施設の隣接地に肥育豚舎2棟626.4㎡と堆肥舎111.3㎡を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号9番について、申請人が営んでいる事業の工場を拡張するものです。既存工場の隣接地であり周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

1 9 番 番号10番について、申請人は現在賃貸住宅に住んでおり子供の成長に伴い手狭となったため、畑計486㎡を譲り受け、専用住宅を計画するものです。申請地は第3種農地相当と思われます。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。本件につきましては、去る2月22日現地調査会が開催されましたので、その経過報告について、第2班



の班長から報告をお願いいたします。

20番 「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況」について、確認するため現地確認を実施しました。対象農地は良好に管理されていました。その後の意見交換では、調査した委員から農地として利用されており、問題ないのではとの意見が出されましたので、報告いたします。

議長 第2班班長の報告が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」採決に入ります。  
現地調査班の報告のとおり、決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって本件は、報告のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号「匝瑳市農業委員会会議規則の一部を改正する規則(案)について」を議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認め、議案第5号「匝瑳市農業委員会会議規則の一部を改正する規則(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「匝瑳市農業委員会会議規則の一部を改正する規則(案)について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第6号「匝瑳市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則(案)について」を議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め、議案第6号「匝瑳市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「匝瑳市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則(案)について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第7号「匝瑳市農地台帳点検等実施規程の一部を改正する訓令(案)について」を議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め、議案第7号「匝瑳市農地台帳点検等実施規程の一部を改正する訓令(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第7号「匝瑳市農地台帳点検等実施規程の一部を改正する訓令(案)について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第8号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、3件でございます。  
あっせん申出番号1番については、田3筆と畑9筆を賃借したいとのことです。  
あっせん申出番号2番については、畑3筆を賃借したいとのことです。  
あっせん申出番号3番については、田1筆を売買又は賃借したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番と2番のあっせん委員に1番佐藤正剛委員、23番大木一夫委員を、あっせん申出番号3番のあっせん委員に9番今井睦子委員、16番久古浩二委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第8号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第8号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号 1 番と 2 番のあっせん委員に 1 番佐藤正剛委員、2 3 番大木一夫委員を、あっせん申出番号 3 番のあっせん委員に 9 番今井睦子委員、1 6 番久古浩二委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第 9 号「平成 2 7 年度第 7 次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る 2 月 2 2 日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について報告をお願いします。

**【農地銀行運営委員会からの報告】**

1 4 番 (農地銀行運営委員会副会長)

農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る 2 月 2 2 日書類審査会終了後、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、平成 2 8 年 2 月 1 6 日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成 2 7 年度第 7 次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われまます。計画案の内容につきましては、利用権設定関係 6 件、対象面積合計 2 4, 9 5 2 m<sup>2</sup>、所有権移転関係 7 件、対象面積合計 1 7, 7 5 5 m<sup>2</sup>です。計画案の詳細につきましては、事務局担当課から御説明申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。引き続き、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 9 号の別冊議案書を御覧ください。

**【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第9号「平成27年度第7次農用地利用集積計画(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第9号「平成27年度第7次農用地利用集積計画(案)について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について6件、利用権の中途解約に係る通知について8件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長 お諮りします。本日、今井睦子委員より発議案第1号についての提案がありました。匝瑳市農業委員会会議規則第7条において「動議は、他に1名以上の賛成者がなければこれを議案とし、審議することができない」と定められています。本発議案について、本日の日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

議 長 挙手少数であります。よって、発議案については、本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。なお、発議案の配布漏れはありませんか。  
（「なし。」の声あり）

議 長 配布漏れなしと認めます。発議案第1号「T P P交渉に関する建議(案)について」を議題とします。

お諮りします。発議案の朗読を省略して、直ちに提出者から提案理由の説明を求めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 御異議なしと認めます。よって、これより発議案第1号について、提案者から提案理由の説明を求めることに決しました。発議案第1号について、本案提出者、今井睦子委員から提案理由の説明を求めます。

9 番 T P Pに関しまして、まだ批准はされてはいませんが、情報開示し、国会・国民・農家の中で議論を保障すること。国会決議に反する合意は撤回し、協定の批准は行わないことを建議したいと思います。T P Pの批准に関して、時間をかけて協議をしてもらいたいと思います。市議会においても、可決されていますので、農業委員会としても建議をしていければと思います。

議 長 発議案第1号の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

3 番 個人の意見ですが、農業を発展させるには競争が必要であると思います。日本の農業が世界での競争力を高めるのは、規模拡大が必要です。そして、農業収益は、他の産業での収益と同程度になるよう助成金が必要であると思います。国土の保全、遊休農地の減少、消費しきれない農産物の輸出のためにT P Pは必要で、未来を託す農家のためにT P Pは国益になると思います。

2 1 番 県議会においては同様の議案を不採択していますので、建議資料配布先としては不適當ではないかと思います。併せて、昨年10月に市長、知事あてにT P Pに関し建議をしており、この時期に建議することに疑問があります。

2 5 番 議会でも可決されており、市長においてもT P Pに関し近隣市町と連名で要望を提出されていますので、決議をお願いしたいと思います。

7 番 議会でも、可決されています。農業者の代表である農業委員会でも決議をお願いします。

議 長        その他、ご意見はございませんか。

              （「なし。」の声あり）

議 長        御異議なしと認めます。お諮りいたします。発議案第1号「T P P交渉に関する建議(案)について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

              （「異議なし。」の声あり）

議 長        これより、採決に入ります。発議案第1号「T P P交渉に関する建議(案)について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

              （挙手少数）

議 長        挙手少数であります。よって、本発議案については、否決することに決しました。

              以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長        本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	25件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	10件
議案第4号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	1件
議案第5号	匝瑳市農業委員会会議規則の一部を改正する規則(案)について	(別冊)
議案第6号	匝瑳市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則(案)について	(別冊)
議案第7号	匝瑳市農地台帳点検等実施規程の一部を改正する訓令(案)について	(別冊)
議案第8号	農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	3件
議案第9号	平成27年度第7次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について	6件
	利用権の中途解約に係る通知について	8件

発議案第 1 号 TPP 交渉に関する建議(案)について  
でありました。

1 件

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。  
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これもちまして、平成 28 年 2 月 24 日の匝瑳市農業委員会の定例総会  
を閉会いたします。